

有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

我が国では、平成8年5月の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の制度化がなされ、同年10月、平成7年の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」の諮問に対する中央環境審議会第2次答申において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質及び優先取組物質（有害大気汚染物質の中で有害性の程度や健康リスクがある程度高いと考えられる物質）が掲げられた※。（※ 平成22年の第9次答申で見直し）

そして、平成9年2月、優先取組物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質について環境基準が設定され、さらに平成13年4月、ジクロロメタンの環境基準が設定された。

また、平成15年から平成26年の間になされた中央環境審議会での答申（第7次～第10次）を受け、優先取組物質のうち9物質について、指針値（健康リスクの低減を図るための指針となる数値）が設定された。

平成26年6月、世界保健機関（WHO）の外部機関である国際がん研究機関（IARC）が、トリクロロエチレンの発がん分類をグループ2A（ヒトに対する発がん性がおそらくある）から1（ヒトに対する発がん性が認められる）に見直した。これを受け、環境省では、現行の環境基準の再評価に向けた検討を進めてきた。

並行して、優先取組物質のうち、まだ指針値の設定されていない物質に係る指針値の設定及び有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方の改訂について検討を進めてきた。

このような状況を踏まえ、従前の中央環境審議会大気・騒音振動部会健康リスク総合専門委員会を再編した形で標記専門委員会を新たに設置し、トリクロロエチレンをはじめ優先取組物質の環境基準や指針値の設定及び再評価、有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方の改訂、さらには、必要に応じ有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質や優先取組物質のリストの見直し等について、調査検討を行うこととする。

2 主な調査検討事項

- ・優先取組物質の環境基準の設定及び再評価
- ・優先取組物質の指針値の設定及び再評価
- ・今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方の改訂
- ・有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質及び優先取組物質のリストの見直し

(参考)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（248物質）

(H8年 第2次答申、H22年 第9次答申)

優先取組物質（23物質）

(H8年 第2次答申、H22年 第9次答申)

環境基準（4物質）（環境基本法に基づく告示）

指定物質抑制基準（3物質）

(大気汚染防止法附則に基づく告示)

- ・ベンゼン
- ・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン
- ・ジクロロメタン

指針値（9物質）

(H15年 第7次答申、H18年 第8次答申、

H22年 第9次答申、H26年 第10次答申)

- | | |
|--------------|--------------|
| ・アクリロニトリル | ・塩化ビニルモノマー |
| ・水銀及びその化合物 | ・ニッケル化合物 |
| ・クロロホルム | ・1,2-ジクロロエタン |
| ・1,3-ブタジエン | ・ヒ素及びその化合物 |
| ・マンガン及びその化合物 | |

- | | |
|--------------------------------|------------|
| ・アセトアルデヒド | ・塩化メチル |
| ・クロム及び三価クロム化合物 | ・六価クロム化合物 |
| ・酸化エチレン | ・トルエン |
| ・ベリリウム及びその化合物 | ・ベンゾ[a]ピレン |
| ・ホルムアルデヒド | |
| ・ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法に基づき対応） | |

・その他 226物質（注）

(注) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質である「クロム及びその化合物」は、
優先取組物質においては「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」の
2つの物質として分類されているため、優先取組物質以外の物質数は226物質となる。